

むし歯予防マイスター®規約

母歯ネットワークは、社会のためになる人財を増やしていくこと、未来ある子どもたちが一人でも多くむし歯ゼロとなり、全国をハッピースマイルの輪でいっぱいになりたいという強い想いがあります。

その想いを実現するため、母歯ネットワークの理念に共感する自立した個人が、むし歯ゼロを目指すための乳幼児期のむし歯予防の正しい知識を習得・実践し、全国に広める活動を推進するため、むし歯予防マイスター®の制度を作りました。

母歯ネットワークと認定むし歯予防マイスターの方々との間の約束事を以下のとおり定めます。

第1条（目的）

この規約は、むし歯予防マイスター®の制度について必要な事項を定めます。

第2条（定義）

この規約で用いる用語の定義は、次のとおりとします。

- ① 当社
株式会社ハッピースマイルカンパニー
- ② 母歯ネットワーク
むし歯ゼロ運動を推進する当社の一組織
- ③ むし歯予防マイスター®
母歯ネットワークが主催する各種講座および効果測定を修了し、当社および母歯ネットワークが認定した方に付与する称号
商標登録番号：第5687416号
- ④ 認定むし歯予防マイスター
当社および母歯ネットワークからむし歯予防マイスター®として認定された方

第3条（事務局）

母歯ネットワークは、当社の一組織として、むし歯予防マイスター®の制度に関する事務全般を行います。

第4条（提供されるサービス）

認定むし歯予防マイスターは、母歯ネットワークより、次のサービス（以下「本件サービス」といいます。）を受けることができます。

- ① むし歯予防マイスター®の称号の使用
ただし、別途当社が定める誓約書の提出が必要です。
- ② むし歯予防講座の運営ノウハウの提供
- ③ 独立開講支援
- ④ 講師登録
- ⑤ Facebook会員ページ
- ⑥ その他サービス

2. 本件サービスの内容は、当社が適宜改訂できるものとします。なお、当該サービス

は、認定むし歯予防マイスターに対して何らかの結果を保証するものではなく、当社および母歯ネットワークはサービスの提供に対していかなる責任も負わないものとします。

3. 本件サービスは、当社から認定むし歯予防マイスター個人に対して提供するものとし、医療機関等への提供は一切行いません。
4. 当社は、本件サービスの開催手段について、適宜判断することができるものとし、また、当該サービスをリモートにて開催する場合には、当社がツールの指定をすることができるものとし、認定むし歯予防マイスターはこれに従うものとします。

第5条（認定基準）

認定むし歯予防マイスターとなるためには、次の条件を全て満たす必要があります。

- ① 母歯ネットワークが主催する資格取得講座（以下「資格講座」といいます。）のすべてのカリキュラムを修了すること。
 - ② ゼロゼロ講座および資格講座を修了した者に対して、母歯ネットワークが行う筆記試験と面談（以下「筆記試験等」といいます。）において、母歯ネットワークの定める水準に到達していること。なお、この水準については、母歯ネットワークが任意に定めることができるものとします。
2. 前項の認定にかかるすべての権限は、当社および母歯ネットワークにあるものとし、異議、苦情等は一切受け付けません。

第6条（資格講座）

資格講座のカリキュラム詳細は、別途母歯ネットワークが定めるものとします。

2. 資格講座の受講料は、第8条に定める認定料に含まれるものとします。
3. 当社は、資格講座の開催手段について、適宜判断することができるものとし、また、資格講座をリモートにて開催する場合には、当社がツールの指定をすることができるものとし、認定むし歯予防マイスターとなることを希望する方（以下「申込者」といいます）は、これに従うものとします。
4. 申込者は、資格講座の各カリキュラムについて、当社が指定した日に受講するものとします。なお、当社は、申込者が当該指定日に欠席した場合には、補講等の救済措置は行わないものとします。

第7条（認定申請）

申込者は、資格講座を修了後、本規約を承諾のうえ、所定の認定申込書（以下「申込書」といいます。）により母歯ネットワークに申し込むものとします。

2. 母歯ネットワークは、申込書を審査し不相当と判断したときには、申込書を受理しないことがあります。この場合、母歯ネットワークは、申込者に対して受理しない理由を示す必要がないものとします。
3. 資格講座は自立した個人に対して提供されるカリキュラムであり、医療機関等が専ら経営上のノウハウ等を収集することを目的として、自己のスタッフに資格講座を受講させることはできません。ただし、当該医療機関等が当社の認定した「母歯パートナー歯科医院」の場合はこの限りではありません。

第8条（認定料）

申込者は、132,000円（消費税別途）の認定にかかる手数料（以下「認定料」

といいます)を、母歯ネットワークが指定する方法・期日にて納付するものとします。

2. 認定料には、資格講座の受講料、試験料、および登録にかかる諸経費が含まれるものとします。
3. 認定料の納入後は、理由のいかんにかかわらず申込者に返金されないものとします。

第9条 (届出事項の変更)

認定むし歯予防マイスターは、申込書の内容に変更があった場合、速やかに母歯ネットワークに届出るものとします。

2. 認定むし歯予防マイスターが前項による届出を怠った場合、当社および母歯ネットワークは、認定むし歯予防マイスターに生じた損害について、いかなる責任も負わないものとします。

第10条 (年会費)

認定むし歯予防マイスターは、第8条に定める認定料のほかに、年会費として12,000円(非課税)を母歯ネットワークの指定する方法にて納入するものとします。なお、認定むし歯予防マイスターとなった日の属する最初の年度は年会費を免除します。

2. 年会費の納入後は、理由のいかんにかかわらず返金されないものとします。
3. この規約における年度の計算は、当該年の4月1日から翌年の3月31日までをもって1年度とします。
4. 当社は、第1項の年会費を納入することを前提として、申込者に対して、本件サービスのうち、第4条第1項第5号(Facebook会員ページ)のサービスのトライアル利用を認めることがあります。

第11条 (むし歯予防マイスター証等)

母歯ネットワークは、申込者が認定むし歯予防マイスターの認定後速やかにむし歯予防マイスター証等の物品を交付するものとします。

2. 認定むし歯予防マイスターは、むし歯予防マイスター証を善良なる管理者の注意義務をもって管理・保管するものとし、認定むし歯予防マイスターとしての活動以外の目的には使用してはならないものとします。

第12条 (有効期間)

認定むし歯予防マイスターの有効期限は、初回認定後毎年3月31日までとします。

2. 前項の有効期間は、双方から特に申出がない限り、満了日の翌日から1年間延長するものとし、以後も同様とします。
3. 当社および母歯ネットワークにより、認定むし歯予防マイスターに使用を許諾されたむし歯予防マイスター®の称号は、第三者に譲渡したり、使用させたり、担保権の設定等をしたることはできません。

第13条 (認定むし歯予防マイスターによる講座開講)

認定むし歯予防マイスターが、自己の講座を開講する際には、事前に所定の手続きを行い、母歯ネットワークの承諾を得るものとします

2. 認定むし歯予防マスターが、歯科医院およびその関連施設（以下「歯科医院等」といいます。）にて自己の講座を開講する場合には、事前に所定の手続きを行い、母歯ネットワークの承諾を得るものとします。
3. 認定むし歯予防マスターは、いかなる場合であっても、歯科医院等の名義を使用して、自己の講座を開講することができないほか、認定むし歯予防マスターとしての活動を行ってはならないものとします。

第14条（情報の取扱い）

当社および母歯ネットワークは、自己が保有する認定むし歯予防マスターおよび申込者に関する情報を、株式会社ハッピースマイルカンパニー個人情報保護ポリシーに基づき厳正に管理します。

第15条（認定の取消）

当社および母歯ネットワークは、認定むし歯予防マスターが以下の各号の一つでも該当するときは、事前に通知または催告することなく、認定むし歯予防マスターの認定を取り消すことができるものとします。この場合、すでに納入された認定料、年会費、受講料等の費用の払い戻しは一切行いません。

- ① 本規約の条項に違反したとき
 - ② 申込書に虚偽の事項を記載したことが判明したとき
 - ③ 所途当社が定める書類（誓約書、支払にかかる必要書類等）が指定期日までに到達しないとき
 - ④ 年会費等の費用の支払、その他当社に対する債務の履行を怠ったとき
 - ⑤ 当社および母歯ネットワークの名誉を著しく傷つける行為があったと当社が判断したとき
 - ⑥ むし歯予防マスター®の称号の品位を損なう行為があったと当社が判断したとき
 - ⑦ ゼロゼロ講座および資格講座のカリキュラムから逸脱して認定むし歯予防マスターとして活動していると当社が判断したとき法令もしくは公序良俗に反する行為があったと当社が認めたとき
 - ⑧ その他、当社が不相当と認める相当の事由が発生したとき
 - ⑨ 認定むし歯予防マスターとしての資格が失効してから3年度が経過したとき
2. 前項各号にかかわらず、認定むし歯予防マスターは、母歯ネットワークに通知をすることによりいつでも認定の辞退をすることができます。この場合、すでに納入された認定料、年会費、受講料等の費用の払い戻しは一切行いません。

第16条（知的財産権）

当社または母歯ネットワークから、認定むし歯予防マスターに許諾または提供される商標、ノウハウ、情報等の知的財産権（以下「知的財産権」といいます）は、すべて当社に帰属するものとします。また、認定むし歯予防マスターは、複製、販売等により知的財産権を侵害してはならないものとします。

2. 前項の知的財産権の侵害により、当社および母歯ネットワークに損害が生じた場合、認定むし歯予防マスターは、当該損害を賠償する責任を負うものとします。

第17条（免責事項）

当社および母歯ネットワークは、自己の故意または重過失によらずに認定むし歯予防マ

イスターに発生したいかなる損害について、損害を賠償する責任を負わないものとします。

2. 認定むし歯予防マイスターが、第三者に対して損害を与えた場合、認定むし歯予防マイスターは、自己の責任と費用をもって解決し、当社および母歯ネットワークに一切の迷惑を掛けることがないように対処するものとします。
3. 認定むし歯予防マイスターが本規約に反した行為、または不正もしくは違法な行為によって当社および母歯ネットワークに損害を与えた場合、当該認定むし歯予防マイスターは、当該損害を賠償するものとします。

第18条（準拠法）

本規約の成立・効力・履行および解釈に関しては、日本国法が適用されるものとします。

第19条（協議解決）

本規約に関する諸問題が生じた場合には、当事者同士が誠意をもって協議して解決するものとします。

2. 前項の協議によっても解決しない場合、または訴訟の必要が生じた場合は、さいたま地方裁判所を専属的合意管轄裁判所とします。

（附則） 本規約は、2014年12月1日から施行するものとします。

本規約は、2015年10月1日から一部改訂し施行するものとします。

本規約は、2016年11月1日から一部改訂し施行するものとします。

本規約は、2018年 4月1日から一部改訂し施行するものとします。

本規約は、2020年 7月1日から一部改訂し施行するものとします。